



終わったので許可の更新を頼みたいんですが…」との電話を頂いたのが1/15(木)でした。許可日が

5年前の1/18ですから有効期限
1/17の30日前ま

でに更新手続きをしなければなりませんが、失念等でやむを得ない場合、大分県では有効期限の日でも受付ています。しかし今回は1/17が土曜日、つまり行政休日のため1/16が

「明日で許可が切れます…決算がやっと

期限になります。さあ、ここからが専門事務所の腕の見せ所です。当初許可の更新だけの依頼でしたが「できれば業種の追加も…!」とのご意向に、当事務所としてもなんとか出来たらと考えました。



1/16(金)に一旦更新の手続きを済ませ週明けに

許可業種の追加関係の書類を挟み込む手順で、依頼者の要望に応える方法を取りました。「次は指名願も出したい!」との前向きな

お話を聞き、お役に立てた充実感がありました。



「私が貰う年金を計算したら月8万円程しかなく、生活保護とあまり変わらないみたい…健保も3割負担になって国保と同じだし、もう社保をやめたいと思うが…?」とは社労士会主催の無料相談会での話です。保険料の負担に

耐えかねて社会保険の適用事業所を全喪(脱退)する中小業者が増えています。保険料の滞納が続くと社保事務所の方から全喪を促されますが、滞納が出る前に事業所の方から全喪を申し出て



も休業や解散でないと表向きは認めません。

しかし従来は届出の用紙の理由欄に記載するだけでよかつたものが今年から原因が確認できる書類として①解散した登記簿謄本②役員会の議事録③雇用保険の廃止届…等の

添付を求めるようになりました。今月の健保証の更新についても滞納事業所については徴収係との合意が条件との事で厳しくなりました。

